

小金井市高齢者自立支援住宅改修についてのご案内

自立支援住宅改修とは、転倒予防、動作の容易性の確保（痛みの軽減）、行動範囲の確保、介護の軽減等、在宅での生活の質の確保を図ることを目的に、居住する住宅の改修費用の一部を給付する市独自の制度です。

改修の種類によって、対象者や給付金額が異なります。

	予防給付（介護保険と同様の内容）	設備給付（市独自事業）
改修の種類	<ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付け ② 床段差の解消 ③ すべりの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ ①～⑤の改修に附帯して必要な工事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 浴槽の取替え等工事 ② 流し、洗面台の取替え等工事 ③ 便器の洋式化等工事 <p>※ ③については、介護保険の住宅改修または予防給付の「洋式便器への取替え」利用を優先とする。</p>
対象者	65歳以上の高齢者、または介護保険の2号被保険者で、介護保険の要介護認定で「非該当（自立）」と認定された人のうち、身体的理由により住宅改修が必要と認められる虚弱な人	介護保険の要介護認定で「非該当（自立）」「要支援・要介護」と認定された人のうち、身体的理由により住宅改修が必要と認められる虚弱な人
給付限度額 （1家屋につき）	①～⑥の工事合わせて、20万円	<ul style="list-style-type: none"> ①は37万9千円 ②は15万6千円 ③は10万6千円 <p>※ ①、②、③合わせた限度額は37万9千円</p>
利用者負担額	給付限度額のうち、 課税世帯（所得負担割合1割）10% 課税世帯（所得負担割合2割）20% 課税世帯（所得負担割合3割）30%※ 非課税世帯 3% 超過分については、全額自己負担	給付限度額のうち、 課税世帯（所得負担割合1割）10% 課税世帯（所得負担割合2割）20% 課税世帯（所得負担割合3割）30%※ 非課税世帯 3% 超過分については、全額自己負担

申請方法については、裏面をご覧ください。



小金井市高齢者自立支援住宅改修事業申請の流れ

★まず、申し込みの前に一度助成対象になるか市にご確認下さい。
改修前と改修予定の図面があると分かりやすいです。

★介護保険との併用の場合も助成対象になるか事前にご相談下さい。

1 申込み ※介護保険の住宅改修制度を併用する場合、別に事前申請が必要となります。

◆必要な書類

- ① 「高齢者自立支援住宅改修給付申請書」
- ② 「理由書」
- ③ 改修工事前後の図面
(平面図) ※段差等は必ず寸法を表示
- ④ 見積書
※器具等はメーカー名、形式名、定価を明記
- ⑤ 施工前の写真(日付入り)
※ 家屋が賃貸の場合、家主の承諾書
※ 「非該当(自立)」の方は、ADL表(日常生活動作調査表)を包括支援センター経由でご提出

2 市担当又は各包括支援センター職員調査 (主に現況調査、その後利用者負担率の算出)

3 決定 ※住宅改修工事の着工は決定通知が送付されてからおこなってください。

◆利用者に送付される書類

- ① 利用者の皆様へ
- ② 「小金井市高齢者自立支援住宅改修給付決定通知書」
- ③ 「小金井市高齢者自立支援住宅改修工事完了届」
…工事完了後、必要事項に記入・捺印の上、施工業者(もしくは各包括支援センター)へ渡す

◆業者様に送付される書類

- ① 施工業者様へ
- ② 「小金井市高齢者自立支援住宅改修給付委託通知書」
- ③ 「請求書」…必要事項を記入押印の上、利用者から渡された「工事完了届」とともに市へ提出

4 工事完了後調査(市または包括支援センターの調査)

住所	小金井市高齢者自立支援住宅改修給付委託通知書		
氏名	様名	様名	小金井市長
高齢者自立支援住宅改修給付事業について、下記のとおり御事業所に委託することと決定したので、通知します。			
決定番号	業 号	取組の種別	金額(円)
決定年月日		住宅改修給付	
対象者	氏名	住所	住宅設備改修給付
生年月日			
委託業者	住所	経 緯	
		規定による負担	75,800
		利用者負担額 (※併用事業を除く)	
		超過負担	45,534
工事期間		公 費 負 担 額	

◎業者様から市に提出する書類

- ・「小金井市高齢者自立支援住宅改修給付委託通知書」のコピー
- ・請求書

(業者所在地、業者名、代表者役職名、代表者名、電話番号を記入のうえ、代表者役職名の入った印を押印(例:○○会社代表取締役 等)して下さい。)

- ・「利用者負担額が確認できる領収書」のコピー

…給付委託通知書の利用者負担額(=規定による負担+超過負担)を示す施工業者発行の領収書コピー。

- ・施工後の写真(日付入り)

5 支払い ※受領委任払いでおこないます。

市給付金については市から施工業者に支払い(利用者負担のわかる領収書が必要)、総工事費から市給付金を差し引いた額と利用者負担額を利用者から施工業者に支払います。

<問合せ先> 小金井市 福祉保健部 介護福祉課 高齢福祉係

電話 (042) 387-9843

(R02.06)